

平成16年1月27日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本弁理士会

「模倣品・海賊版対策」に関する意見

今日、世界中で横行している模倣品・海賊版等の不正商品問題は知的財産権制度を揺るがすものであるばかりではなく、わが国の産業競争力を低下させる極めて重要な問題である。この点に立脚し日本弁理士会は個々の弁理士が業務としてこの問題に直面している企業等の不正商品対策を支援するばかりではなく、当会自身も組織を挙げて積極的にこの問題に取り組んできたところである。(別紙1参照)

・現状認識

模倣品・海賊版等の不正商品対策は政府レベル、民間団体レベル、個々の企業レベルで近年積極的に展開され、関税定率法関連の法改正やそれぞれのレベルで不正商品対策に必要な情報の収集・啓蒙や支援システムの構築等が進められている。しかしながら、現状は、知的財産推進計画(2003年7月8日)の模倣品・海賊版等の不正商品対策の種々の項目別に見てもいずれも未だ不十分で、模倣品・海賊版等の不正商品の問題に直面した企業等が容易に問題を速やかに解決できるような状況にはなっていない。

1. 外国市場対策を強化する

(1) わが国企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する。

外国での不正商品対策に活用する日本企業の権利取得が不十分である。国内では特許等の権利を取得しているものの外国市場では必要な権利取得が不十分で、外国市場での対策が困難な企業が多く見受けられる。

外国での不正商品対策のために日本企業の効果的な権利確保、実効性のある権利行使、模倣者へ権利の所在を知らしめる広報などの企業が行うべき研究や努力が不十分である。未だ、日本企業で不正商品対策を重視しこれに積極的に取り組んでいる企業は多くはない。

(2) 官民の連携を強化する

不正商品等に関する情報ネットワークの構築が不十分である。JETRO やその他の民間団体等が多くの不正商品対策に関する情報をインターネットで流すようになってきているが、各機関および各種団体ごとの活動となっており、種々の情報を一括してアクセスできる構造になっていないので、ユーザーが有機的に有効に利用できていない。

民が官と連携して不正商品対策を行うときの官の窓口、また、官がどのように支援してくれるかについての情報の周知は不十分である。特許庁等に相談窓口が

あるものの未だ十分に周知されているとはいえない。

民と官が連携して具体的な事件で不正商品対策の実績をあげるように活動し、その実績を正確に把握し、成果の出ない原因を究明し、国レベルで問題があるのであれば政府が具体的に相手国に交渉し、その改善が図られるような民と官との連携になっていない。

(3) 侵害の発生している国への政府の取り組みを強化する

侵害国における模倣品阻止に関する法整備などは改善されつつあるが、問題はこれらの運用の不十分さ、意図的な妨害などが問題である。個々の事案に対する分析を官が行い、成果が上がらない原因を究明し、これを具体的に侵害国に提示して強い交渉を行うような取り組みが不十分である。

2. 水際及び国内での取締りを強化する

近時、関税定率法関連の改正が行われ、商標権のみならず特許権、意匠権についての輸入差止申立ができるようになったが、被害者にとって迅速に侵害品の輸入に関する情報を把握するための手段が乏しく、当事者が直接対峙するような手続がなく、一方的な税関長の処理にゆだねられている点で不十分である。

・提言

日本弁理士会は上記の状況に鑑み以下の提言をし、今後の推進計画の検討の参考にされることを希望する。

1. 模倣品対策支援センター（仮称）の設立

不正商品問題は被害者にとって負担が大きく大企業といえども対応が困難で、まして中小企業では泣き寝入りするしかないケースが多い。近時、不正商品の問題は複雑多岐にわたり、さらに1つの国での事件にとどまらず、1つの不正商品が多数の国で流通する段階に入っている。このような状況に鑑み、不正商品対策は当然に被害者の努力なしには解決できないが、個々の企業では解決困難な場合にこれを支援する組織を設立すべきである。また、この組織を不正商品対策のセンターと位置づけ、各関係機関への被害者支援の総合窓口とし、不正商品対策の情報収集・集約並びに周知方のための広報を行うと共に、複雑高度化する不正商品問題に対応できる専門家の育成、侵害状況の把握と対策の調査研究、諸外国の不正商品対策活動団体との連携の窓口らに活用すべきである。

2. 個人の模倣品等輸入・所持に対する罰則の強化

個人の模倣品等の不正商品輸入・所持が、海外で不正商品を流通させる温床となっており、これを厳格に取締り、かつ厳罰に処することが必要である。一般的な消費者教育のみでは不正商品に対する国民の認識を容易に変えることはできない。

3. 不正商品の製造者、輸出者、輸入者の情報開示

不正商品対策のためには権利者が不正商品の流通に関する情報を迅速に把握することが重要であり、再犯防止のためにも不正商品の輸入差止がなされた場合には

税関が、不正商品の製造者、輸出者、輸入者の氏名等の情報や製造者に関する情報を権利者に開示するようにすべきである。

4. 国際知的財産取引委員会（仮称）の設置

模倣品等の不正商品の水際取締りは強化されているが、これを専門とする機関でないため、迅速な対応が難しい面がある。これに対応するために米国の ITC 及び韓国の貿易委員会を参考にして不正商品を行政的に専門に侵害判断ができる迅速かつ簡便に処理できる準司法的な行政審判機関ないし取締機関を設けるべきである。

5. FTA, ODA に知的財産保護に関する条項の導入

二国間において不正商品の取締りについて侵害国に対して改善を求める交渉が行われているが、さらに侵害国の不正商品取締りの改善を実のあるものとするために、今後の FTA などの二国間通商協定や、ODA に知的財産保護に関する条項を追加するなどの方策が必要である。この際に知的財産保護条項が精神的な規定に留まらず違反や対応不十分に対する制裁規定などの強制を担保できるものである必要がある。

6. 関係省庁の専門係官の連携組織整備

近時、不正商品対策は各関係省庁において行われているが、政府全体として連携して効率的に行われるようにすべきである。各省庁間の専門係官の連携組織を構築し、政府全体が有機的に不正商品対策を推進できるようにするべきである。このような組織はその活動内容が国民に分かるような努力が求められる。

7. 輸入差し止め手続における当事者・弁理士関与の拡大

税関長は特許庁への意見照会の前に両当事者・代理人との面接の機会を設けるべきである。これにより、特許庁への意見紹介の件数を省くことができ、認定手続を迅速化することが期待できる。

認定手続において権利者側の代理人のみならず、輸入者側の代理人にも弁理士がなれるようにすべきである。また、輸入差し止めの手続における供託の手続を弁理士が代理人として一貫して手続をすることができるようにすべきである。

以上

日本弁理士会の模倣品対策活動

2002年4月に産業競争力推進委員会を発足させ、2003年4月に国際活動センターを設立してその中に産業競争力部会を設け、特に中国に焦点をあわせた模倣品対策活動を推進している。これまでの活動実績は次のとおりである。

(中国の知的財産制度に関する文献データベースの構築)

会員及び一般企業の中国における模倣品対策活動を支援するためのツールとして「中国知的財産権に関する文献データベース」及び「模造品取締りのための水際対策に関する文献データベース」を構築した。この文献データベースは日本弁理士会のホームページに掲載し平成2003年4月中旬公表した。

(中華商標協会との交流及び模倣品対策の提携についての覚書締結)

2002年11月24日の北京で日本弁理士会と中華商標協会とが日中の商標制度の発展に寄与するために相互交流を図ること、不正商品撲滅活動を協力して行うことを含む覚書を締結した。

(中華商標協会との北京合同セミナーの開催および訪中団派遣)

2002年11月25日および26日に北京で日本弁理士会と中華商標協会との合同セミナーを中国商標代理人・弁護士・商標局審査官・知識産権局審査官・中国有名商標企業の参加を得て開催した。

(国際知的財産保護フォーラムとの連携)

2002年度に設立された国際知的財産保護フォーラムに日本弁理士会からは4つの全てのプロジェクトに委員を派遣して支援活動を行っている。

(中国知的財産セミナーの開催)

会員向けに2003年3月26日に2002年11月の訪中団の報告会を兼ねて中国知的財産セミナー(中国における知的財産の保護を中心として)を開催した。

(中国専利代理人協会との北京合同セミナーの開催と訪中団の派遣)

2004年3月2日及び3日に北京で日本弁理士会と中華専利代理人協会の合同セミナーを中国専利代理人、北京高級裁判所判事、知識産権局条法司長、専利局の外観設計部長、専利覆審委員会部長等の参加を得て開催する予定であり、下坂会長を含む訪中団を派遣する。

中国知的財産権データベース

http://www.jpaa.or.jp/ip-information/sangyoukyousyouto_c/index_sangyou.htm

訪中団報告(2002年11月24日~11月30日)

http://www.jpaa.or.jp/ip-information/sangyoukyousouto_c2/index_sangyou2.htm